

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第 1 章 総則

第 6 節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第 8 節	災害の発生状況	3

第 2 章 災害予防計画

第 2 節	防災知識普及計画	4
第 5 節	気象業務整備計画	5
第 5 節の 2	通信確保計画	9
第 6 節	避難対策計画	10
第 7 節	要配慮者の安全確保計画	12
第 18 節	火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等	13

第 3 章 災害応急対策計画

第 4 節	情報の収集・伝達計画	14
第 7 節	広報広聴計画	15
第 18 節	避難・救出計画	16
第 19 節	医療・保健計画	17
第 31 節	ライフライン施設応急対策計画	18

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	公共施設等の災害復旧計画	19
-------	--------------	----

頁	現 計 画	修 正 案																
3-1-3	第 6 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第 1 防災関係機関の責務 〔略〕 第 2 防災関係機関の業務の大綱 1 〔略〕 2 指定地方行政機 <table><tr><th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td><td>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	機関名	業務の大綱	〔略〕		仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。	〔略〕		第 6 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第 1 防災関係機関の責務 〔略〕 第 2 防災関係機関の業務の大綱 1 〔略〕 2 指定地方行政機 <table><tr><th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td><td>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	機関名	業務の大綱	〔略〕		仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。	〔略〕	
機関名	業務の大綱																	
〔略〕																		
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。																	
〔略〕																		
機関名	業務の大綱																	
〔略〕																		
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。																	
〔略〕																		
3-1-8	3～5 〔略〕 6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 <table><tr><th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局</td><td>〔略〕</td></tr></table>	機関名	業務の大綱	〔略〕		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局	〔略〕	3～5 〔略〕 6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 <table><tr><th>機関名</th><th>業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局</td><td>〔略〕</td></tr></table>	機関名	業務の大綱	〔略〕		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局	〔略〕				
機関名	業務の大綱																	
〔略〕																		
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局	〔略〕																	
機関名	業務の大綱																	
〔略〕																		
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局	〔略〕																	

	(株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社		(株)時事通信社盛岡支局	
修正理由	○所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-14	第8節 災害の発生状況 本県の明治元年以降における異常気象等による<u>おも</u>な災害は資料編1-6-1のとおりであり、火山噴火による主な災害等は、資料編1-6-4のとおりである。	第8節 災害の発生状況 本県の明治元年以降における異常気象等による<u>主</u>な災害は資料編1-6-1のとおりであり、火山噴火による主な災害等は、資料編1-6-4のとおりである。
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-3	第2節 防災知識普及計画 第1 基本方針 県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して火山に関する知識や火山噴火の特性等、火山防災に関する防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。 第2 防災知識の普及 [略] 第3 総合防災センターによる防災意識の普及等 [略]	第2節 防災知識普及計画 第1 基本方針 県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、<u>火山防災の日、防災関連行事等を通じ</u>、広く住民等に対して火山に関する知識や火山噴火の特性等、火山防災に関する防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者、<u>外国人、乳幼児、妊産婦</u>等要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する<u>ことに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u> 第2 防災知識の普及 [略] 第3 総合防災センターによる防災意識の普及等 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																										
3-2-9	第5節 気象業務整備計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 気象業務の実施体制の整備 1 〔略〕 2 情報処理・通信システムの整備・充実 ○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 火山観測施設 <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>箇所数</th><th>設置場所</th></tr> <tr> <td>岩手山火山観測点</td><td><u>8</u></td><td>馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（GNSS）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）</td></tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td></tr> </table>	施設名	箇所数	設置場所	岩手山火山観測点	<u>8</u>	馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（GNSS）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）	〔略〕			第5節 気象業務整備計画 第1 基本方針 〔略〕 第2 気象業務の実施体制の整備 1 〔略〕 2 情報処理・通信システムの整備・充実 ○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 火山観測施設 <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>箇所数</th><th>設置場所</th></tr> <tr> <td>岩手山火山観測点</td><td><u>9</u></td><td>馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計、<u>GNSS</u>）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（GNSS）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）、<u>長山篠川原（監視カメラ）</u></td></tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td></tr> </table>	施設名	箇所数	設置場所	岩手山火山観測点	<u>9</u>	馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計、 <u>GNSS</u> ）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（GNSS）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）、 <u>長山篠川原（監視カメラ）</u>	〔略〕																										
施設名	箇所数	設置場所																																										
岩手山火山観測点	<u>8</u>	馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（GNSS）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）																																										
〔略〕																																												
施設名	箇所数	設置場所																																										
岩手山火山観測点	<u>9</u>	馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計、 <u>GNSS</u> ）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（GNSS）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）、 <u>長山篠川原（監視カメラ）</u>																																										
〔略〕																																												
3-2-10	（気象庁以外の機関が設置している主な観測施設） <table border="1"> <tr> <th>施設名等</th><th>箇所数</th><th>設置機関</th></tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td></tr> <tr> <td>全国強震ネットワークシステム</td><td>〔略〕</td><td>独立行政法人防災科学技術研究所</td></tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td></tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td><td>計測震度計</td><td><u>54</u> 岩手県（箇所数のうち、<u>6</u>は科学技術庁から、<u>8</u>は気象庁からの分岐）</td></tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td></tr> <tr> <td>栗駒山火山観測点</td><td>〔略〕</td><td>地震計 〔略〕 防災科学技</td></tr> </table>	施設名等	箇所数	設置機関	〔略〕			全国強震ネットワークシステム	〔略〕	独立行政法人防災科学技術研究所	〔略〕			震度情報ネットワークシステム	計測震度計	<u>54</u> 岩手県（箇所数のうち、 <u>6</u> は科学技術庁から、 <u>8</u> は気象庁からの分岐）	〔略〕			栗駒山火山観測点	〔略〕	地震計 〔略〕 防災科学技	（気象庁以外の機関が設置している主な観測施設） <table border="1"> <tr> <th>施設名等</th><th>箇所数</th><th>設置機関</th></tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td></tr> <tr> <td>全国強震観測網</td><td>〔略〕</td><td>国立研究開発法人防災科学技術研究所</td></tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td></tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td><td>計測震度計</td><td><u>52</u> 岩手県（箇所数のうち、<u>5</u>は国立研究開発法人防災科学技術研究所から、<u>8</u>は気象庁からの分岐）</td></tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td></tr> <tr> <td>栗駒山火山観測点</td><td>〔略〕</td><td>地震計 〔略〕 国立研究開発</td></tr> </table>	施設名等	箇所数	設置機関	〔略〕			全国強震観測網	〔略〕	国立研究開発法人防災科学技術研究所	〔略〕			震度情報ネットワークシステム	計測震度計	<u>52</u> 岩手県（箇所数のうち、 <u>5</u> は国立研究開発法人防災科学技術研究所から、 <u>8</u> は気象庁からの分岐）	〔略〕			栗駒山火山観測点	〔略〕	地震計 〔略〕 国立研究開発
施設名等	箇所数	設置機関																																										
〔略〕																																												
全国強震ネットワークシステム	〔略〕	独立行政法人防災科学技術研究所																																										
〔略〕																																												
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	<u>54</u> 岩手県（箇所数のうち、 <u>6</u> は科学技術庁から、 <u>8</u> は気象庁からの分岐）																																										
〔略〕																																												
栗駒山火山観測点	〔略〕	地震計 〔略〕 防災科学技																																										
施設名等	箇所数	設置機関																																										
〔略〕																																												
全国強震観測網	〔略〕	国立研究開発法人防災科学技術研究所																																										
〔略〕																																												
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	<u>52</u> 岩手県（箇所数のうち、 <u>5</u> は国立研究開発法人防災科学技術研究所から、 <u>8</u> は気象庁からの分岐）																																										
〔略〕																																												
栗駒山火山観測点	〔略〕	地震計 〔略〕 国立研究開発																																										

				術研究所					法人防災科学 技術研究所																																																																					
				[略]					[略]																																																																					
3-2-11	第3	情報収集、伝達体制の整備	○ 気象庁は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。																																																																											
<table><tr><td>通信施設</td><td colspan="9">伝達先</td></tr><tr><td rowspan="2">通信回線</td><td>有線データ回線</td><td colspan="8">気象庁 → 盛岡地方気象台</td></tr><tr><td>衛星公衆電話</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td>部外無線施設</td><td colspan="9">岩手県防災行政情報通信ネットワーク（岩手県）</td></tr><tr><td>気象情報伝送処理システム（専用回線）</td><td colspan="9">岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）</td></tr><tr><td>防災情報提供システム（インターネット）</td><td colspan="9">岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（報道部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）</td></tr><tr><td>専用電話</td><td colspan="9">岩手県（防災課）</td></tr></table>										通信施設	伝達先									通信回線	有線データ回線	気象庁 → 盛岡地方気象台								衛星公衆電話									部外無線施設	岩手県防災行政情報通信ネットワーク（岩手県）									気象情報伝送処理システム（専用回線）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）									防災情報提供システム（インターネット）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（報道部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）									専用電話	岩手県（防災課）								
通信施設	伝達先																																																																													
通信回線	有線データ回線	気象庁 → 盛岡地方気象台																																																																												
	衛星公衆電話																																																																													
部外無線施設	岩手県防災行政情報通信ネットワーク（岩手県）																																																																													
気象情報伝送処理システム（専用回線）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）																																																																													
防災情報提供システム（インターネット）	岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（流域治水課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（報道部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）																																																																													
専用電話	岩手県（防災課）																																																																													
				[略]																																																																										
3-2-16	⑤	秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）令和5年3月 秋田駒ヶ岳火山防災協議会	<table><tr><td>名称</td><td>対象範囲</td><td>レベル （キーワード）</td><td>火山活動の状況</td><td>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</td><td>想定される現象等</td></tr><tr><td colspan="6">[略]</td></tr><tr><td>噴火予報（予報）</td><td>[略]</td><td></td><td>火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火山口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に<u>ひ</u>った場合に</td><td>[略]</td><td></td></tr></table>							名称	対象範囲	レベル （キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	[略]						噴火予報（予報）	[略]		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火山口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に <u>ひ</u> った場合に	[略]																																																				
名称	対象範囲	レベル （キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																																																									
[略]																																																																														
噴火予報（予報）	[略]		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火山口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に <u>ひ</u> った場合に	[略]																																																																										

	第3	情報収集、伝達体制の整備	○ 気象庁は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。																									
[噴火警報・予報等伝達系統図 資料編 3-2-10]																												
	⑤	秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）令和5年3月 秋田駒ヶ岳火山防災協議会	<table><tr><td>名称</td><td>対象範囲</td><td>レベル （キーワード）</td><td>火山活動の状況</td><td>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</td><td>想定される現象等</td></tr><tr><td colspan="6">[略]</td></tr><tr><td>噴火予報（予報）</td><td>[略]</td><td></td><td>火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火山口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に<u>入</u>った場合に</td><td>[略]</td><td></td></tr></table>							名称	対象範囲	レベル （キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	[略]						噴火予報（予報）	[略]		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火山口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に <u>入</u> った場合に	[略]		
名称	対象範囲	レベル （キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																							
[略]																												
噴火予報（予報）	[略]		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火山口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に <u>入</u> った場合に	[略]																								

3-2-18			は生命に危険が及ぶ。	
	[略]			
	⑦十和田の噴火警戒レベル（概要版） 令和 4 年 3 月 十和田火山防災協議会			
	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 想定される現象等
	[略]			
警報	[略]		火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等が必要。 特定地域の避難等が必要。 住民は通常的生活。	
	[略]		火口周辺への立入規制等。 住民は通常	

		は生命に危険が及ぶ。		
[略]				
⑦十和田の噴火警戒レベル（概要版） 令和 4 年 3 月 十和田火山防災協議会				
名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 想定される現象等	
[略]				
警報	[略]		危険な地域への立入規制等。 住民は今後の火山活動の推移に注意。	
	[略]		火口周辺への立入規制等。 住民は今後の	

	生活。 [略] 第 4 防災知識の普及 [略]	火山活動の推移に注意。 [略] 第 4 防災知識の普及 [略]
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-21	第5節の2 通信確保計画 第1 基本方針 1 [略] 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、不燃堅牢化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。 また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。 第2 通信施設・設備の整備等 [略]	第5節の2 通信確保計画 第1 基本方針 1 [略] 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、不燃堅牢化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。 また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。 第2 通信施設・設備の整備等 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	第6節 避難対策計画	第6節 避難対策計画
	第1 基本方針	第1 基本方針
	[略]	[略]
3-2-23	第2 避難計画の作成	第2 避難計画の作成
	1 [略]	1 [略]
	2 避難促進施設における避難確保計画	2 避難促進施設における避難確保計画
	[略]	[略]
	○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、関係市町村に報告する。	○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、関係市町村に報告する。
	[略]	[略]
	○ 関係市町村は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。	○ 関係市町村は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
	3 [略]	3 [略]
	第3 避難場所等の整備等	第3 避難場所等の整備等
	[略]	[略]
	第4 避難所の運営体制等の整備	第4 避難所の運営体制等の整備
	[略]	[略]
	第5 避難行動要支援者名簿	第5 避難行動要支援者名簿
	[略]	[略]
3-2-25	第6 避難に関する広報	第6 避難に関する広報
	[略]	[略]
	○ 県及び市町村は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入、いわてモバイルメールへの登録等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。	○ 県及び市町村は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入、いわてモバイルメールへの登録等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。
		なお、登山者カード（登山計画書）については、ITを用いた仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮に努めることとする。
	[略]	[略]
	第7 避難訓練の実施	第7 避難訓練の実施
	[略]	[略]

	第 8 火山災害に対する住民等の予防措置 [略]	第 8 火山災害に対する住民等の予防措置 [略]
修正 理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-29	第7節 要配慮者の安全確保計画 第1 基本方針 1・2 [略] 第2 実施要領 [略]	第7節 要配慮者の安全確保計画 第1 基本方針 1・2 [略] 3 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。 第2 実施要領 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-45	第18節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等 第1 基本方針 [略] 第2 調査研究 ○ 国、県、市町村その他の防災関係機関等は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。 第3 火山観測体制の充実・強化 [略]	第18節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等 第1 基本方針 [略] 第2 調査研究 ○ 国、県、市町村その他の防災関係機関等は、<u>火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部や研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。</u> 第3 火山観測体制の充実・強化 [略]
修正理由	○ 県防災会議条例の改正による修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-23	第4節 情報の収集・伝達計画 第1 基本方針 1～4 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 [略]	第4節 情報の収集・伝達計画 第1 基本方針 1～4 [略] 5 県、市町村及びライフライン事業者は、<u>Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u> 6 国、県、市町村及び防災関係機関は、<u>情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるものとする。</u> 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正 ○本編との整合	

頁	現 計 画	修 正 案															
3-3-28	第7節 広報広聴計画	第7節 広報広聴計画															
	第1 基本方針	第1 基本方針															
	〔略〕	〔略〕															
	第2 実施機関（責任者）	第2 実施機関（責任者）															
	<table><tr><th>実施機関</th><th>広報広聴活動の内容</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 <u>(有)盛岡タイムス社</u></td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	実施機関	広報広聴活動の内容	〔略〕		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 <u>(有)盛岡タイムス社</u>	〔略〕	〔略〕		<table><tr><th>実施機関</th><th>広報広聴活動の内容</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	実施機関	広報広聴活動の内容	〔略〕		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	〔略〕	〔略〕
実施機関	広報広聴活動の内容																
〔略〕																	
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 <u>(有)盛岡タイムス社</u>	〔略〕																
〔略〕																	
実施機関	広報広聴活動の内容																
〔略〕																	
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	〔略〕																
〔略〕																	
	第3 実施要領	第3 実施要領															
	〔略〕	〔略〕															
修正理由	○所要の修正																

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-46	第18節 避難・救出計画 第1 基本方針 1～4 [略]	第18節 避難・救出計画 第1 基本方針 1～4 [略] 5 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
3-3-47	第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 1 避難指示等 (1) 避難指示等の内容 [略] ○ 市町村は、火山防災協議会において協議された火山ハザードマップ及び避難計画等を参考にしつつ、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な避難<u>勧告</u>等を行うよう努める (2) ～(7) [略] 2～10 [略]	第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 1 避難指示等 (1) 避難指示等の内容 [略] ○ 市町村は、火山防災協議会において協議された火山ハザードマップ及び避難計画等を参考にしつつ、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な避難<u>指示</u>等を行うよう努める (2) ～(7) [略] 2～10 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-54	第19節 医療・保健計画 第1 基本方針 1～7 [略] 8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>本部の整備に努める。</u> 9 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 初動医療体制 [略] 第4 後方医療活動 [略] 第5 傷病者の搬送体制 [略] 第6 個別疾患体制 [略] 第7 災害中長期における医療体制 [略] 第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産 [略] 第9 愛玩動物の救護対策 [略]	第19節 医療・保健計画 第1 基本方針 1～7 [略] 8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>いわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）を設置する。</u> 9 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 初動医療体制 [略] 第4 後方医療活動 [略] 第5 傷病者の搬送体制 [略] 第6 個別疾患体制 [略] 第7 災害中長期における医療体制 [略] 第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産 [略] 第9 愛玩動物の救護対策 [略]
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-76	第31節 ライフライン施設応急対策計画 第1 基本方針 [略] ○ 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 [略]	第31節 ライフライン施設応急対策計画 第1 基本方針 [略] ○ 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。 <u>○ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-4-2	第1節 公共施設等の災害復旧計画 第1 基本方針 [略] 第2 災害復旧事業計画 [略] 第3 激甚災害の指定 [略] 第4 緊急災害査定の促進 [略] 第5 緊急融資等の確保 [略] 1 国庫負担又は補助 ○ 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に係する法令等は、次のとおりである。 (1)～(21) [略] (22) 災害廃棄物処理事業<u>国庫</u>補助金交付要綱 (23) <u>産業</u>廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱 (24)～(26) [略] 2・3 [略]	第1節 公共施設等の災害復旧計画 第1 基本方針 [略] 第2 災害復旧事業計画 [略] 第3 激甚災害の指定 [略] 第4 緊急災害査定の促進 [略] 第5 緊急融資等の確保 [略] 1 国庫負担又は補助 ○ 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に係する法令等は、次のとおりである。 (1)～(21) [略] (22) 災害<u>等</u>廃棄物処理事業<u>費</u>補助金交付要綱 (23) 廃棄物処理<u>施設</u>災害復旧事業<u>費</u>補助金交付要綱 (24)～(26) [略] 2・3 [略]
修正理由	○所要の修正	